

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：四国国際交流事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 川原 弘
- (3) 所在地：愛媛県松山市大可賀 2 丁目 1 番 28 号 アイテムえひめ E303

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 1 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び傘下の実習実施者に対し、適切な技能実習計画の作成指導を行っていないことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：児島段ボール株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 児嶋 圭多朗
代表取締役 児嶋 庄次朗
- (3) 所在地：福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目 17 番 25 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（59 件）

- 令和 2 年 12 月 21 日認定 「認2012013150」 「認2012013151」 「認2012013152」
「認2012013153」 「認2012013154」 「認2012013155」
「認2012013156」 「認2012013157」 「認2012013158」
「認2012013159」 「認2012013160」 「認2012013161」
「認2012013162」
- 令和 3 年 6 月 28 日認定 「認2112001923」 「認2112001924」 「認2112001925」
「認2112001926」 「認2112001927」 「認2112001928」
「認2112001929」 「認2112001930」 「認2112001931」
「認2112001932」 「認2112001933」 「認2112001934」
「認2112001935」 「認2112001936」
- 令和 5 年 5 月 2 日認定 「認2212018147」 「認2212018148」 「認2212018149」
「認2212018150」 「認2212018151」 「認2212018152」
「認2212018153」 「認2212018154」 「認2212018155」
「認2212018156」 「認2212018157」 「認2212018158」
「認2212018159」 「認2212018160」 「認2212018161」
「認2212018162」
- 同年 6 月 12 日認定 「認2312000370」 「認2312000371」 「認2312000372」
「認2312000373」 「認2312000374」 「認2312000375」
「認2312000376」 「認2312000377」 「認2312000378」
「認2312000379」 「認2312000380」 「認2312000381」
「認2312000382」 「認2312000383」 「認2312000384」
「認2312000385」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 1 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社伸和建设
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 野見山 良介
 - (3) 所在地：福岡県北九州市八幡西区真名子2丁目6番3号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和3年11月2日認定「認 2112003520」「認 2112003521」「認 2112003522」
令和5年2月17日認定「認 2212011306」「認 2212011307」「認 2212011308」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年7月1日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：松木産業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松木 喜一
代表取締役 松木 一史
- (3) 所在地：熊本県八代市昆舎丸町 1 番 3 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

- 令和元年11月12日認定「認1913009318」「認1913009319」「認1913009320」
「認1913009321」
令和 2 年10月15日認定「認2013007028」「認2013007029」「認2013007030」
「認2013007031」
令和 3 年11月11日認定「認2113005050」「認2113005051」「認2113005052」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 1 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：マルトモ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 明関 眸
- (3) 所在地：愛媛県伊予市米湊 1696 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (20 件)

令和 2 年 12 月 11 日 認定 「認2011004509」 「認2011004510」 「認2011004511」
「認2011004512」 「認2011004513」 「認2011004514」
「認2011004515」 「認2011004516」 「認2011004517」
「認2011004518」 「認2011004519」
令和 3 年 12 月 22 日 認定 「認2111002569」 「認2111002570」 「認2111002576」
「認2111002577」 「認2111002578」 「認2111002581」
「認2111002582」 「認2111002584」 「認2111002585」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 1 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び技能等の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていないことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。